

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年 11 月 13 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 18 件

厚生年金保険関係 18 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

国 民 年 金 関 係 2 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1900226号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1900058号

第1 結論

請求者のA社における平成18年7月7日の標準賞与額の記録を53万8,000円とすることが必要である。

平成18年7月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月7日

B厚生年金基金が平成30年*月*日に解散した際に、同基金の加入員記録と国の厚生年金保険被保険者記録の突合を行ったところ、双方の記録に相違があることが判明し、育児休業期間中に支払われた賞与の記録が、基金には記録されているが国には記録されていなかった。請求期間に賞与の支給を受けているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与個別一覧(2006年夏季賞与)」及び同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成18年7月7日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出(受付日:令和元年6月4日)されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第81条第2項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第81条の2の規定により、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第81条第2項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもののが徴収は行わないとされている。

また、事業主が提出した厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書及びオンライン記録によ

ると、事業主は、請求者の育児休業期間（平成 18 年 * 月 * 日から同年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出（開始処理日：平成 18 年 * 月 * 日）を適切に行ってい
ることが確認できる。

したがって、請求期間を含む賞与が支給された月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期
間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の平成 18 年 7 月 7 日に係る標準賞与額については、保険給付の計
算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健
康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から 53 万 8,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1900227 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1900059 号

第1 結論

請求者のA社における平成 18 年 7 月 7 日の標準賞与額の記録を 1 万 4,000 円とすることが必要である。

平成 18 年 7 月 7 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 7 月 7 日

B 厚生年金基金が平成 30 年 * 月 * 日に解散した際に、同基金の加入員記録と国の厚生年金保険被保険者記録の突合を行ったところ、双方の記録に相違があることが判明し、育児休業期間中に支払われた賞与の記録が、基金には記録されているが国には記録されていなかった。請求期間に賞与の支給を受けているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A 社から提出された「平成 18 年賃金台帳一覧」及び同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成 18 年 7 月 7 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出（受付日：令和元年 6 月 4 日）されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第 81 条第 2 項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第 81 条の 2 の規定により、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第 81 条第 2 項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの中の徴収は行わないとされている。

また、事業主が提出した厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書及びオンライン記録によ

ると、事業主は、請求者の育児休業期間（平成 18 年 * 月 * 日から平成 19 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出（開始処理日：平成 18 年 * 月 * 日）を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む賞与が支給された月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の平成 18 年 7 月 7 日に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から 1 万 4,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1900228号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第1900060号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月7日の標準賞与額の記録を7万2,000円とすることが必要である。

平成19年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年12月7日

B厚生年金基金が平成30年*月*日に解散した際に、同基金の加入員記録と国の厚生年金保険被保険者記録の突合を行ったところ、双方の記録に相違があることが判明し、育児休業期間中に支払われた賞与の記録が、基金には記録されているが国には記録されていなかった。請求期間に賞与の支給を受けているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「平成19年賃金台帳一覧」及び同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成19年12月7日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出（受付日：令和元年6月4日）されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第81条第2項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第81条の2の規定により、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第81条第2項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものとの徴収は行わないとされている。

また、事業主が提出した厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書及びオンライン記録によ

ると、事業主は、請求者の育児休業期間（平成 19 年 * 月 * 日から平成 20 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出（開始処理日：平成 19 年 * 月 * 日）を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む賞与が支給された月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の平成 19 年 12 月 7 日に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から 7 万 2,000 円とする必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1900229 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1900061 号

第1 結論

請求者のA社における平成 19 年 7 月 6 日の標準賞与額の記録を 4 万 4,000 円とすることが必要である。

平成 19 年 7 月 6 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 7 月 6 日

B 厚生年金基金が平成 30 年 * 月 * 日に解散した際に、同基金の加入員記録と国の厚生年金保険被保険者記録の突合を行ったところ、双方の記録に相違があることが判明し、育児休業期間中に支払われた賞与の記録が、基金には記録されているが国には記録されていなかった。請求期間に賞与の支給を受けているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A 社から提出された「平成 19 年賃金台帳一覧」及び同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成 19 年 7 月 6 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出（受付日：令和元年 6 月 4 日）されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第 81 条第 2 項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第 81 条の 2 の規定により、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第 81 条第 2 項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものとの徴収は行わないとされている。

また、事業主が提出した厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書及びオンライン記録によ

ると、事業主は、請求者の育児休業期間（平成 19 年 * 月 * 日から平成 20 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出（開始処理日：平成 19 年 * 月 * 日）を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む賞与が支給された月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の平成 19 年 7 月 6 日に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から 4 万 4,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1900230 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1900062 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成21年7月3日は13万7,000円、同年12月4日は5万円とすることが必要である。

平成21年7月3日及び同年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和46年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年7月3日

② 平成21年12月4日

B厚生年金基金が平成30年*月*日に解散した際に、同基金の加入員記録と国の厚生年金保険被保険者記録の突合を行ったところ、双方の記録に相違があることが判明し、育児休業期間中に支払われた賞与の記録が、基金には記録されているが国には記録されていなかった。請求期間に賞与の支給を受けているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与個人別一覧(2009年夏季賞与)」及び「賞与個人別一覧(2009年冬季賞与)」並びに同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成21年7月3日及び同年12月4日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出(受付日:令和元年6月4日)されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第81条第2項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第81条の2の規定により、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第81条第2項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月までの期

間に係るもののが徴収は行わないとされている。

また、事業主が提出した厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書及びオンライン記録によると、事業主は、請求者の育児休業期間（平成 21 年 * 月 * 日から平成 22 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出（開始処理日：平成 21 年 * 月 * 日）を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む賞与が支給された各月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から、平成 21 年 7 月 3 日は 13 万 7,000 円、同年 12 月 4 日は 5 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1900231 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1900063 号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月3日の標準賞与額の記録を55万2,000円とすることが必要である。

平成21年7月3日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成21年7月3日

B厚生年金基金が平成30年*月*日に解散した際に、同基金の加入員記録と国の厚生年金保険被保険者記録の突合を行ったところ、双方の記録に相違があることが判明し、育児休業期間中に支払われた賞与の記録が、基金には記録されているが国には記録されていなかった。請求期間に賞与の支給を受けているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「平成21年賃金台帳一覧」及び同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成21年7月3日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出（受付日：令和元年6月4日）されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第81条第2項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第81条の2の規定により、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第81条第2項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものとの徴収は行わないとされている。

また、事業主が提出した厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書及びオンライン記録によ

ると、事業主は、請求者の育児休業期間（平成 21 年 * 月 * 日から平成 22 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出（開始処理日：平成 21 年 * 月 * 日）を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む賞与が支給された月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の平成 21 年 7 月 3 日に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から 55 万 2,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1900232号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第1900064号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成19年7月6日は30万4,000円、同年12月7日は5万円とすることが必要である。

平成19年7月6日及び同年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年7月6日
② 平成19年12月7日

B厚生年金基金が平成30年*月*日に解散した際に、同基金の加入員記録と国の厚生年金保険被保険者記録の突合を行ったところ、双方の記録に相違があることが判明し、育児休業期間中に支払われた賞与の記録が、基金には記録されているが国には記録されていなかった。請求期間に賞与の支給を受けているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与台帳（2007年7月6日）」及び「賞与台帳（2007年12月7日）」並びに同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成19年7月6日及び同年12月7日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出（受付日：令和元年6月4日）されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第81条第2項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第81条の2の規定により、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第81条第2項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月までの期

間に係るものとの徴収は行わないとされている。

また、事業主が提出した厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書及びオンライン記録によると、事業主は、請求者の育児休業期間（平成 19 年 * 月 * 日から同年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出（開始処理日：平成 19 年 * 月 * 日）を適切に行っていことがあることが確認できる。

したがって、請求期間を含む賞与が支給された各月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から、平成 19 年 7 月 6 日は 30 万 4,000 円、同年 12 月 7 日は 5 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1900233 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1900065 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成18年12月1日は43万2,000円、平成19年7月6日は5万円、平成21年7月3日は47万1,000円、同年12月4日は5万円とすることが必要である。

平成18年12月1日、平成19年7月6日、平成21年7月3日及び同年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成18年12月1日
② 平成19年7月6日
③ 平成21年7月3日
④ 平成21年12月4日

B厚生年金基金が平成30年*月*日に解散した際に、同基金の加入員記録と国の厚生年金保険被保険者記録の突合を行ったところ、双方の記録に相違があることが判明し、育児休業期間中に支払われた賞与の記録が、基金には記録されているが国には記録されていなかった。請求期間に賞与の支給を受けているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与台帳(2006年12月1日、2007年7月6日、2009年7月3日及び2009年12月4日)」及び同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成18年12月1日、平成19年7月6日、平成21年7月3日及び同年12月4日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出(受付日:令和元年6月4日)されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第81条第2項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第81条の2の

規定により、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第 81 条第 2 項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもの徴収は行わないとされている。

また、事業主が提出した厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書及びオンライン記録によると、事業主は、請求者の育児休業期間（平成 18 年 * 月 * 日から平成 19 年 * 月 * 日まで及び平成 21 年 * 月 * 日から平成 22 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出（開始処理日：平成 18 年 * 月 * 日及び平成 21 年 * 月 * 日）を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む賞与が支給された各月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から、平成 18 年 12 月 1 日は 43 万 2,000 円、平成 19 年 7 月 6 日は 5 万円、平成 21 年 7 月 3 日は 47 万 1,000 円、同年 12 月 4 日は 5 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1900234 号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1900066 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額の記録を43万1,000円とすることが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和56年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年7月4日

B厚生年金基金が平成30年*月*日に解散した際に、同基金の加入員記録と国の厚生年金保険被保険者記録の突合を行ったところ、双方の記録に相違があることが判明し、育児休業期間中に支払われた賞与の記録が、基金には記録されているが国には記録されていなかった。請求期間に賞与の支給を受けているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された厚生年金基金に係る「加入員賞与標準給与決定通知書」及び「加入員異動記録明細表（作成日：平成15年8月7日）」によると、請求期間に係る賞与支払届が厚生年金基金に提出され、基金により加入員賞与標準給与として決定通知されていることが確認できるとともに、同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者が平成15年7月4日に同社から賞与の支払を受けた旨の届出が提出されていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出（受付日：令和元年6月4日）されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第81条第2項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第81条の2の規定により、育児休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第81条第2項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその申出をした

日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもの
の徴収は行わないとされている。

また、事業主が提出した厚生年金保険育児休業取得者確認通知書及びオンライン記録による
と、事業主は、請求者の育児休業期間（平成 15 年 * 月 * 日から平成 16 年 * 月 * 日まで）に係
る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出（開始処理日：平成 15 年 * 月 * 日）を適切に行って
いることが確認できる。

したがって、請求期間を含む賞与が支給された月については、厚生年金保険の被保険者期間
の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期
間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の平成 15 年 7 月 4 日に係る標準賞与額については、保険給付の計
算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健
康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から 43 万 1,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1900235 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1900067 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成19年12月7日は60万5,000円、平成20年7月4日は5万円とすることが必要である。

平成19年12月7日及び平成20年7月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録する必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月7日
② 平成20年7月4日

B厚生年金基金が平成30年*月*日に解散した際に、同基金の加入員記録と国の厚生年金保険被保険者記録の突合を行ったところ、双方の記録に相違があることが判明し、育児休業期間中に支払われた賞与の記録が、基金には記録されているが国には記録されていなかった。請求期間に賞与の支給を受けているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与個人別一覧(2007年冬季賞与)」、「賞与明細書(2007年12月7日)」及び「賞与個人別一覧(2008年夏季賞与)」、「賞与明細書(2008年7月4日)」並びに同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成19年12月7日及び平成20年7月4日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出(受付日:令和元年6月4日)されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第81条第2項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第81条の2の規定により、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第81条第2項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等

を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものとの徴収は行わないとされている。

また、事業主が提出した厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書及びオンライン記録によると、事業主は、請求者の育児休業期間（平成 19 年 * 月 * 日から平成 20 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出（開始処理日：平成 19 年 * 月 * 日）を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む賞与が支給された各月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から、平成 19 年 12 月 7 日は 60 万 5,000 円、平成 20 年 7 月 4 日は 5 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1900236号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第1900068号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月5日の標準賞与額の記録を1万3,000円とすることが必要である。

平成20年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年12月5日

B厚生年金基金が平成30年*月*日に解散した際に、同基金の加入員記録と国の厚生年金保険被保険者記録の突合を行ったところ、双方の記録に相違があることが判明し、育児休業期間中に支払われた賞与の記録が、基金には記録されているが国には記録されていなかった。請求期間に賞与の支給を受けているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与台帳（2008年12月5日）」及び同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成20年12月5日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出（受付日：令和元年6月4日）されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第81条第2項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第81条の2の規定により、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第81条第2項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの中の徴収は行わないとされている。

また、事業主が提出した厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書及びオンライン記録によ

ると、事業主は、請求者の育児休業期間（平成 20 年 * 月 * 日から平成 21 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出（開始処理日：平成 20 年 * 月 * 日）を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む賞与が支給された月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の平成 20 年 12 月 5 日に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から 1 万 3,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1900237 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1900069 号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月7日の標準賞与額の記録を47万8,000円とすることが必要である。

平成19年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年12月7日

B厚生年金基金が平成30年*月*日に解散した際に、同基金の加入員記録と国の厚生年金保険被保険者記録の突合を行ったところ、双方の記録に相違があることが判明し、育児休業期間中に支払われた賞与の記録が、基金には記録されているが国には記録されていなかった。請求期間に賞与の支給を受けているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与個人別一覧(2007年冬季賞与)」及び同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成19年12月7日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出(受付日:令和元年6月4日)されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第81条第2項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第81条の2の規定により、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第81条第2項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもの徴収は行わないとされている。

また、事業主が提出した厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書及びオンライン記録によ

ると、事業主は、請求者の育児休業期間（平成 19 年 * 月 * 日から平成 20 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出（開始処理日：平成 19 年 * 月 * 日）を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む賞与が支給された月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の平成 19 年 12 月 7 日に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から 47 万 8,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1900238 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1900070 号

第1 結論

請求者のA社における平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額の記録を 3 万円とする必要がある。

平成 19 年 12 月 7 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 12 月 7 日

B 厚生年金基金が平成 30 年 * 月 * 日に解散した際に、同基金の加入員記録と国の厚生年金保険被保険者記録の突合を行ったところ、双方の記録に相違があることが判明し、育児休業期間中に支払われた賞与の記録が、基金には記録されているが国には記録されていなかった。請求期間に賞与の支給を受けているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A 社から提出された「賞与台帳（2007 年 12 月 7 日）」及び同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成 19 年 12 月 7 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出（受付日：令和元年 6 月 4 日）されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第 81 条第 2 項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第 81 条の 2 の規定により、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第 81 条第 2 項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもののが徴収は行わないとされている。

また、事業主が提出した厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書及びオンライン記録によ

ると、事業主は、請求者の育児休業期間（平成 19 年 * 月 * 日から平成 20 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出（開始処理日：平成 19 年 * 月 * 日）を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む賞与が支給された月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の平成 19 年 12 月 7 日に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から 3 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1900239号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第1900071号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月5日の標準賞与額の記録を1万3,000円とすることが必要である。

平成20年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月5日

B厚生年金基金が平成30年*月*日に解散した際に、同基金の加入員記録と国の厚生年金保険被保険者記録の突合を行ったところ、双方の記録に相違があることが判明し、育児休業期間中に支払われた賞与の記録が、基金には記録されているが国には記録されていなかった。請求期間に賞与の支給を受けているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与台帳（2008年12月5日）」及び同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成20年12月5日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出（受付日：令和元年6月4日）されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第81条第2項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第81条の2の規定により、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第81条第2項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもの徴収は行わないとされている。

また、事業主が提出した厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書及びオンライン記録によ

ると、事業主は、請求者の育児休業期間（平成 20 年 * 月 * 日から平成 22 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出（開始処理日：平成 20 年 * 月 * 日）を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む賞与が支給された月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の平成 20 年 12 月 5 日に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から 1 万 3,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1900240号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第1900072号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月5日の標準賞与額の記録を61万2,000円とすることが必要である。

平成20年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年12月5日

B厚生年金基金が平成30年*月*日に解散した際に、同基金の加入員記録と国の厚生年金保険被保険者記録の突合を行ったところ、双方の記録に相違があることが判明し、育児休業期間中に支払われた賞与の記録が、基金には記録されているが国には記録されていなかった。請求期間に賞与の支給を受けているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与台帳（2008年12月5日）」及び同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成20年12月5日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出（受付日：令和元年6月4日）されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第81条第2項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第81条の2の規定により、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第81条第2項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもの徴収は行わないとされている。

また、事業主が提出した厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書及びオンライン記録によ

ると、事業主は、請求者の育児休業期間（平成 20 年 * 月 * 日から平成 21 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出（開始処理日：平成 20 年 * 月 * 日）を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む賞与が支給された月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の平成 20 年 12 月 5 日に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から 61 万 2,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第1900241号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第1900073号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月7日の標準賞与額の記録を5万8,000円とすることが必要である。

平成19年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和44年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成19年12月7日

B厚生年金基金が平成30年*月*日に解散した際に、同基金の加入員記録と国の厚生年金保険被保険者記録の突合を行ったところ、双方の記録に相違があることが判明し、育児休業期間中に支払われた賞与の記録が、基金には記録されているが国には記録されていなかった。請求期間に賞与の支給を受けているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与台帳（2007年12月7日）」及び同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成19年12月7日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出（受付日：令和元年6月4日）されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第81条第2項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第81条の2の規定により、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第81条第2項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもの徴収は行わないとされている。

また、事業主が提出した厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書及びオンライン記録によ

ると、事業主は、請求者の育児休業期間（平成 19 年 * 月 * 日から平成 20 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出（開始処理日：平成 19 年 * 月 * 日）を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む賞与が支給された月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の平成 19 年 12 月 7 日に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から 5 万 8,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1900242 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1900074 号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月4日の標準賞与額の記録を32万7,000円とすることが必要である。

平成21年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成21年12月4日

B厚生年金基金が平成30年*月*日に解散した際に、同基金の加入員記録と国の厚生年金保険被保険者記録の突合を行ったところ、双方の記録に相違があることが判明し、育児休業期間中に支払われた賞与の記録が、基金には記録されているが国には記録されていなかった。請求期間に賞与の支給を受けているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与台帳(2009年12月4日)」及び同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成21年12月4日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出(受付日:令和元年6月4日)されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第81条第2項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第81条の2の規定により、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第81条第2項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもの徴収は行わないとされている。

また、事業主が提出した厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書及びオンライン記録によ

ると、事業主は、請求者の育児休業期間（平成 21 年 * 月 * 日から平成 22 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出（開始処理日：平成 21 年 * 月 * 日）を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む賞与が支給された月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の平成 21 年 12 月 4 日に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から 32 万 7,000 円とする必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1900243 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1900075 号

第1 結論

請求者のA社における平成 21 年 12 月 4 日の標準賞与額の記録を 32 万 8,000 円とすることが必要である。

平成 21 年 12 月 4 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 12 月 4 日

B 厚生年金基金が平成 30 年 * 月 * 日に解散した際に、同基金の加入員記録と国の厚生年金保険被保険者記録の突合を行ったところ、双方の記録に相違があることが判明し、育児休業期間中に支払われた賞与の記録が、基金には記録されているが国には記録されていなかった。請求期間に賞与の支給を受けているので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A 社から提出された「賞与台帳（2009 年 12 月 4 日）」及び同社から年金事務所に提出された「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」によると、請求者は、平成 21 年 12 月 4 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、上記の請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、当該賞与に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、年金事務所に提出（受付日：令和元年 6 月 4 日）されたことから、請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、請求期間当時、厚生年金保険法第 81 条第 2 項の規定により、厚生年金保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収することとされているが、同法第 81 条の 2 の規定により、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、同法第 81 条第 2 項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものとの徴収は行わないとされている。

また、事業主が提出した厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書及びオンライン記録によ

ると、事業主は、請求者の育児休業期間（平成 21 年 * 月 * 日から平成 22 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除に係る申出（開始処理日：平成 21 年 * 月 * 日）を適切に行っていることが確認できる。

したがって、請求期間を含む賞与が支給された月については、厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる期間ではあるが、保険料を徴収しないことになっていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の平成 21 年 12 月 4 日に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、事業主が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」から 32 万 8,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第1900189号
厚生局事案番号：関東信越（国）第1900015号

第1 結論

昭和58年*月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和38年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和58年*月から平成2年3月まで

私が20歳となった昭和58年*月頃、A市において母親が国民年金の加入手続を行い、その後も国民年金保険料を納付したと聞いているので、調査の上、請求期間の記録を保険料納付済期間にしてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親から、予備校生、大学生、大学院生だった期間の国民年金に加入していたと聞いており、母親が請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたはずである旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、初めて国民年金の加入手続を行い、被保険者となった者については、国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）が払い出されるところ、請求期間当時のA市における国民年金手帳記号番号払出簿において払い出された全ての手帳記号番号を確認したが請求者の氏名はなく、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、氏名検索を行ったものの、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によると、請求期間は国民年金の被保険者期間とされておらず、前述のとおり、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことを踏まえると、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続は行われていなかったものと考えられる。

さらに、請求者の母親は、請求者に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、自身が行っていた旨陳述しているが、その具体的な内容については記憶がはっきりしないとしており、A市も資料保存年限を経過しているため、提供できる資料は存在しない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1900156号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1900016号

第1 結論

昭和37年*月から昭和41年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和37年*月から昭和41年3月まで

私は、A市にあったB事業所の社長宅に住み込みで働いていたとき、社長から国民年金に加入するよう勧められ、20歳になった昭和37年*月にA市役所第*出張所の窓口で国民年金の加入手続を行った。請求期間における国民年金保険料の納付については、同出張所の窓口に出向き、当該加入手続に伴い交付された国民年金手帳（以下「請求者の主張する20歳時の年金手帳」という。）に現金を添えて、現年度納付をしていた。当該国民年金手帳は紛失してしまったが、請求期間の国民年金保険料は納付期限に遅れることなく定期的に納付していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和37年*月にA市役所第*出張所の窓口で国民年金の加入手続を行い、請求期間における国民年金保険料は、「請求者の主張する20歳時の年金手帳」に現金を添えて、納付期限に遅れることなく定期的に現年度納付をしていたと主張している。

しかしながら、請求者が現在所持する国民年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）「*」は、当該手帳記号番号前後の複数の被保険者の資格取得時期及び当該国民年金手帳に記載された発行年月日（昭和41年2月18日）から、昭和41年2月頃に払い出されたものと推認でき、この頃に請求者の国民年金の加入手続が行われ、20歳に到達した昭和37年*月*日に遡って被保険者資格を取得したものであると考えられることから、当該手帳記号番号では昭和41年1月までは国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

一方、請求者の主張する納付方法により国民年金保険料を納付するためには、昭和37年*月頃に国民年金の加入手続が行われ、手帳記号番号「*」とは別の手帳記号番号（以下「請求者に係る別の手帳記号番号」という。）が払い出され、「請求者に係る別の手帳記号番号」が記

載された「請求者の主張する 20 歳時の年金手帳」により納付される必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査、並びに請求期間に A 市において払い出された手帳記号番号について国民年金手帳記号番号払出簿による全件確認調査を行ったものの、手帳記号番号「*」とは別の手帳記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらないことから、昭和 37 年 * 月から昭和 41 年 1 月までは、請求者に係る国民年金の加入手続は行われていないと考えられ、「請求者に係る別の手帳記号番号」の払い出し及び「請求者の主張する 20 歳時の年金手帳」の交付も行われておらず、請求者の主張する納付方法により請求期間の保険料を納付することができたとは考え難い。

また、手帳記号番号「*」は、上記のとおり、昭和 41 年 2 月に払い出されたと推認できることから、当該払出時点では、請求期間のうち、昭和 37 年 * 月から昭和 38 年 12 月までの期間は、既に時効により国民年金保険料を納付することができず、昭和 39 年 1 月から昭和 40 年 3 月までの期間は保険料の過年度納付が、昭和 40 年 4 月から同年 12 月までの期間は保険料の現年度納付が、当該手帳記号番号により可能であったものの、請求者は請求期間の保険料の納付について、過年度納付をすること、納付期限後に納付すること及び遡ってまとめて納付することはなかった旨主張している。

さらに、請求期間のうち、昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの期間については、手帳記号番号「*」により、請求者が主張するように、国民年金保険料を納付期限に遅れることなく納付することが可能であるが、当該手帳記号番号に係る市町村の国民年金被保険者名簿によると、当該期間の保険料の納付を示す記載がない上、請求者は、請求期間について、手帳記号番号「*」では納付しておらず、請求期間中は全て、「請求者に係る別の手帳記号番号」が記載された「請求者の主張する 20 歳時の年金手帳」により納付した旨主張していることから、請求者が当該期間の保険料を納付したことはうかがえない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。